

高知県四万十市地域おこし協力隊員（公設地方卸売 市場活性化）募集要項



四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成 17 年 4 月 10 日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。日本最後の清流といわれる「四万十川」をはじめ、海・山・川の優れた自然環境を有しています。本市の中心市街地は、一定の商業機能、病院や行政機関など生活基盤となるインフラが集積しており、暮らしやすいコンパクトな街といえます。

一方では他の地方都市と同様、人口流出、少子高齢化等に伴う様々な問題があり、地域活性化が課題となっています。

令和 6 年度より、幡多公設地方卸売市場において、地域外から地域の将来を担う人材を受け入れ、地域おこし協力隊として配置することで、新たな視点や発想による市場活性化に向けた課題解決、魅力向上や価値創出の取り組みを行い、これにより、生産者に安定的な販路を提供するとともに消費者の食生活に必要な生鮮食品を効率的かつ安定して提供するという公設市場の役割を果たし、市場運営を安定的に行うことで本市の商業振興に資するための「地域おこし協力隊」を次のとおり募集します。

※本募集については令和6年3月議会において当該予算が承認されない場合には、事業中止となります。

- ▶四万十市公式ホームページ <https://www.city.shimanto.lg.jp/>
- ▶四万十市シティプロモーションページ <https://www.city.shimanto.lg.jp/site/scp/>
- ▶四万十市地域おこし協力隊ホームページ <https://40010city.com/>



1 募集人員

地域おこし協力隊 1名

2 活動内容

幡多公設地方卸売市場の抱える課題に関わる協力活動を行っていただきます。具体的には、幡多公設地方卸売市場管理組合との連携による公設市場活性化に関する業務を主に行っていただき、その他業務として任期満了後の定住に繋がられる活動を行ってまいります。

(1) 主要業務

幡多公設地方卸売市場（以下「市場」という。）

- ①市場の活性化のためのソフト事業の企画・運営
- ②市場に関する情報の収集・魅力創出・発信
- ③市場関係者等のネットワーク構築及び活動への参画
- ④その他市場活性化に関する必要な活動

※業務は幡多公設地方卸売市場管理組合と連携して実施します。

(2) その他業務

- ①地域振興に資する活動

3 募集対象

下記(1)～(9)の全ての要件を満たす方

- (1) 三大都市地域等（※）から四万十市に生活の拠点を移し、住民票を異動させて、任期終了後も本市に引続き定住する意志のある方
- (2) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、協働で活動できる方
- (4) 積極的に企画・提案・実施ができ、業務に対して誠実に取り組める方
- (5) 普通自動車免許を有する方
- (6) パソコンの基本操作（Word・Excel・PowerPoint、インターネット、メール及びSNS等）を使用できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

4 活動地域

四万十市内（四万十市役所観光商工課及び幡多公設地方卸売市場を拠点に活動します。）

5 任用予定日

令和6年7月1日

※ 仕事の引継ぎ等の理由により任用予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週4日（月16日）以内
- (2) 勤務時間：原則8時30分から16時45分（1日7時間15分、週29時間）

※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。

※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。

※年次休暇があります。

7 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任用期間は、任用開始日から令和7年3月31日までです。次年度からは年

度毎に再任用できるものとし、最長3年間とします。

- (3) 協力隊員として相応しくないと市が判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとし、

8 報酬

月額170,033円～172,652円（令和6年2月時点）

※別途期末、勤勉手当あり。

9 待遇及び福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めますが、事前の届出が必要です。
- (2) 住居は、住宅借り上げに対する補助金（月額50,000円上限）を支給します。なお、賃貸住宅については、各自で探してもらうことになります。水道光熱費等は個人負担です。
- (3) 活動に必要な車両は、予算の範囲内で市が貸与します。
※貸与の車両は私用に使うことができません。
- (4) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (5) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (6) 協力隊の任期満了後、協力隊が四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費に対しての補助制度（上限100万円）があります。

10 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和6年2月22日（木）から令和6年4月30日（火）必着
郵送又はメールで受付けます。尚、提出された書類は返却しません。
- (2) 応募者への資料の送付
応募をされる方に、事前に四万十市幡多公設地方卸売市場事業経営戦略や事業計画等の資料をお送りし、認識を深めていただくとともに協力隊としての活動目標の資料等にしていただきたいと思います。
送付を希望される方は四万十市観光商工課までご連絡ください。
- (3) 提出書類
- ① 郵送の場合
- ・ 履歴書（市販のもので可。写真添付）
※簡単な応募動機をつけること。（別紙可、氏名記入）
 - ・ 作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。
題材：四万十市幡多公設地方卸売市場活性化のために3年間の任期でやってみたい
こと及び定住に向けた活動等（文字数：1,000文字程度）

②メール応募の場合（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールのタイトルは「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。
（例）四万十市地域おこし協力隊応募（四万十 太郎）
- ・履歴書、作文ともにdocx又はpdf形式で作成、送付してください。
- ・顔写真はjpg又はpdf形式で送付してください。※履歴書に貼付している場合は不要
- ・データ添付の際は合計容量を3MB以内にしてください。

(4) 申込・お問合せ先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4-10

四万十市観光商工課 商工・雇用対策係（担当：泉）

電話：0880-34-1126（直通）

メールアドレス：syoukou@city.shimanto.lg.jp

11 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を5月中旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に5月下旬に第2次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

最終選考の結果については、5月下旬に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず任命日（令和6年7月1日予定）以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。

なお、現地説明の際に必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。